

割引率を設定する場合について

(1) 割引を設定できる対象サービス

居宅サービス 介護予防サービス	訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、 通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
介護予防・生活支援サ ービス	旧介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA 旧介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA

(2) 設定方法

- ① 事業所ごと、サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」又は柏原市の実施要綱における単位に対する百分率による割引率（〇〇％）を設定する。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額（例）】

「厚生労働大臣が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合
（その他地域「1単位＝10円」の場合）

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率（5%）を100単位から割り引いた95単位を基に、
保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額：(100単位×0.95)×10円/単位×0.9=855円

利用者負担額：(100単位×0.95)×10円/単位-855=95円

- ② 同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する。

【具体的な設定方法と要件】

1 設定方法

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後2時から午後4時までなど）
- ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）
- ハ 暦日による複数の割引率の設定（1月1日など）

2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件

- ① 当該割引が合理的であること。
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
- ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

(3) 運営規程の設定

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

【訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成（例）】

【割引率5%の場合】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額とする。

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成（例）】

(利用料等)

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。

《別表5の記入例》

<別表> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 事業所（施設）名

事業所・施設名	
---------	--

2 割引率等

サービス種類	割引率	適用条件
〇〇〇〇	10%	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
【サービス名を記入】	5%	(例) 日曜日、祝日
	%	

(4) 提出書類について

割引率を設定する場合は、「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧」又は「第1号事業支給費の算定に係る体制等状況一覧」の「割引」欄の「あり」に〇をつけ、「指定居宅サービス事業者等による介護給付費等の割引に係る割引率の設定について」を添付して提出してください。